

区長、町内会長 各位

豊岡市長 門 間 雄 司

災害時の区内被害状況の取りまとめについて（依頼）

毎年、全国的に局地的な豪雨、土砂崩れや地震などの災害が多発し、本市も被害が心配されるところです。これらの災害に対して、引き続き、自助、共助及び公助を結集して備えをしなければなりません。

一方、市民の皆さんが浸水、土砂崩れなどで被害を受けられた際、災害廃棄物の回収、罹災証明の早期発行など、一日も早い復日に向けては迅速な被害状況の把握が必要です。

つきましては、お手数をおかけしますが、貴区内で災害による被害が発生した時には、下記のとおり被害状況を報告（FAX可）のご協力をお願いします。

記

1 報告書類

区分	報告内容	お問合せ先	提出先（提出部数） FAX番号
様式1	家屋被害	税務課 21-9046（内線2232）	税務課（1部） FAX 23-1441
	衛生薬剤	生活環境課 23-5304（内線2285）	
様式2	農地・農業用施設被害	農業政策課 23-1127（内線2367）	建設課（1部） FAX 24-8254
	治山・林道・漁港施設被害	林務水産課 21-9069（内線2376）	
	道路・河川・土砂災害等	建設課 21-9007（内線2431）	
様式3	災害廃棄物 地区の集積場所	生活環境課 23-5304（内線2285）	生活環境課（1部） FAX 23-0915

※ 位置図を添付してください。（添付の白地図をご利用下さい。）

位置図には、上記様式に記入した被災箇所のNo.を○印で囲って表記してください。

※ 可能な限り、写真を添付してください。

2 提出期限

- (1) 被害があるときは、速やかに被害報告書の提出をお願いします。
- (2) 報告後に発見された被害箇所があるときは、その都度、被害報告書の提出をお願いします。

3 その他

様式1の家屋被害は、浸水、倒壊等により、区内の家屋の多くが軒並み被災による被害がある場合には、その旨のお知らせのみで結構です。

様式3は、家屋被害があり、区が臨時に災害廃棄物の集積所を指定した場合に報告してください。

〔様式1〕

被害報告書（家屋被害）

令和 年 月 日 報告

全 枚中 枚目

豊岡

区名

区長名

電話番号

No.	所有者又は 居住者氏名	被災家屋の所在地 (大字・地番)	被災家屋等の種類 (当てはまるものに○)	被災の程度（当てはまるものに○）				備考欄 (その他、把握している被害状況が あれば記入してください)
				損壊被害		浸水被害		
				土砂流入	その他	床上	床下・土間上	
①	豊岡 太郎	中央町2-4	住宅 離れ <input checked="" type="radio"/> 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()		○			屋根瓦の一部破損、外壁脱落 トラクターが浸水・故障
②	豊岡 次郎	中央町2-8	<input checked="" type="radio"/> 住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()			○		床上約30cm浸水、壁脱落 冷蔵庫等家電製品浸水故障
○	豊岡 次郎	中央町2-8	住宅 <input checked="" type="radio"/> 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()			○		
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					

- ※ 1行につき1棟の家屋について記入してください。（同一所有者で住宅と離れに被害があった場合は、1棟ずつ2行に記入）
- ※ 区内の神社や集会所など、地域固有の建造物の被害は、その他に名称を記入し、備考欄に被害の状況を記載してください。
- ※ この報告は、市が後日行う家屋被害調査の資料として利用します。床下・土間上浸水については、家屋被害調査は行いません。
- ※ 被害調査が必要な場合は、可能な限り写真を添付してください。
- ※ 衛生薬剤（液剤）は床上浸水時のみの配布となります。床下浸水時の配布は原則行いません。
- ※ 家屋等の被害状況については、県保健所に情報提供を行います。予めご了承ください。

薬剤配布の変更点
・消石灰は、配布いたしません。
便槽への浸水により汚物が溢れる等特殊な場合を除く。

〔用語の説明〕 ◎土砂流入…家屋の内部に土砂が流入した場合 ◎その他…屋根の破損、外壁の剥落等、家屋に補修が必要な程度の破損があった場合
◎床上浸水…家屋の床より上が浸水した場合 ◎床下・土間上浸水…床上に達していない（または床がない）が浸水被害があった場合

家屋被害調査・り災証明書発行について
【問合せ】 税務課 TEL 21-9046

衛生薬剤の配布について
【問合せ】 生活環境課 TEL 23-5304

〔様式1〕

被害報告書（家屋被害）

20__年

月

日

報告

全

枚中

枚目

豊岡

区名

区長名

電話番号

No.	所有者又は 居住者氏名	被災家屋の所在地 (大字・地番)	被災家屋等の種類 (当てはまるものに○)	被災の程度（当てはまるものに○）				備考欄 (その他、把握している被害状況が あれば記入してください)
				損壊被害		浸水被害		
				土砂流入	その他	床上	床下・土間上	
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					
○			住宅 離れ 車庫 物置 倉庫 事務所 店舗 併用住宅 アパート その他 ()					

- ※ 1行につき1棟の家屋について記入してください。（同一所有者で住宅と離れに被害があった場合は、1棟ずつ2行に記入）
- ※ 区内の神社や集会所など、地域固有の建造物の被害は、その他に名称を記入し、備考欄に被害の状況を記載してください。
- ※ この報告は、市が後日行う家屋被害調査の資料として利用します。床下・土間上浸水については、家屋被害調査は行いません。
- ※ 被害調査が必要な場合は、可能な限り写真を添付してください。
- ※ 衛生薬剤（液剤）は床上浸水時のみの配布となります。床下浸水時の配布は原則行いません。
- ※ 家屋等の被害状況については、県保健所に情報提供を行います。予めご了承ください。

薬剤配布の変更点
・消石灰は、配布いたしません。
・便槽への浸水により汚物が溢れる等特殊な場合を除く。

〔用語の説明〕 ◎土砂流入…家屋の内部に土砂が流入した場合 ◎その他…屋根の破損、外壁の剥落等、家屋に補修が必要な程度の破損があった場合
◎床上浸水…家屋の床より上が浸水した場合 ◎床下・土間上浸水…床上に達していない（または床がない）が浸水被害があった場合

家屋被害調査・リ災証明書発行について
【問合せ】 税務課 TEL 21-9046

衛生薬剤の配布について
【問合せ】 生活環境課 TEL 23-5304

〔様式2〕被害報告書（農地・農業用施設、道路、河川、その他）

20__

年

月

日

報告

全

枚中

枚目

豊岡

区名

区長名

電話番号

No.	区分	被災箇所 (位置が良くわかるように 記入してください)	被災規模 (延長Lm 高さHm)	被災区分と状況 (土地所有者などもわかりましたら記入して下さい)
3	田	字 ○○ 100番地先 豊岡太郎宅より100m奥。 △△川に面する。	L=15m H=2.5m	所有者：豊岡 一郎 法面の崩壊と土砂流入（約20m ³ 、平均堆積厚20cm）
4	河川	○○川上流 豊岡次郎宅より約50m	L=5m H=1.0m	ブロックが崩れている。
5	道路	○○農道	L=20m H=2m	法面と路面が崩壊している。
○				
○				
○				
○				

※位置と状況をできるだけ詳しくご記入ください。

【様式2の問合せ先】

※農地・農業用施設については、田・畑の作物被害は含みません。

- 農地・農業用施設については、農業政策課 23-1127（内線2367）
- 治山・林道・漁港施設については、林務水産課 21-9069（内線2376）
- 道路・河川・土砂災害等については、建設課 21-9007（内線2431）

〔様式3〕 災害廃棄物 地区の集積所（臨時）指定報告書

20__年__月__日 報告 全__枚中__枚目

豊岡 区名

区長名

電話番号

No.	臨時に集積所を設置した 広場等の名称	所在地（住所）	集積する廃棄物の種類の番号	備 考
例1	◆◆公民館前の〇〇広場	豊岡市△△ 100番地	① ②	区の共有地
例2	△△駐車場	豊岡市〇〇 120番地	① ② ③ ④ ⑤	〇〇氏所有の民地
○				
○				
○				
○				
○				

- ・ 家屋被害があり、区が臨時に災害廃棄物の集積所を指定したときに報告ください。
- ・ 集積する災害廃棄物は、①燃やすごみ（生ごみを除く） ②燃やさないごみ ③畳 ④家電製品 ⑤タイヤ(所有者不明のもの) です。
- ・ 集積所は、収集車両（4 t ダンプ車）の出入り可能な場所に限りませす。
- ・ 路上を集積場として指定することは出来ません。

【様式3の問合せ先】 生活環境課 23-5304（内線2285）